

高齢者にはどんなサービスがあるの？

高齢者のための

在宅福祉サービス

伊豆の国市は、高齢者が自立した生活を過ごし、長年住み慣れた地域社会で引き続き生活していくことを支援していきます。高齢者の在宅福祉サービスは、次のとおりです。利用や申請については、お気軽に相談ください。

問合せ
高齢者支援室
電話 0558 76 8011

手続き先
高齢者支援室(大仁庁舎内)、伊豆長岡支所、葦山支所の各市民サービス課

| 種類 | 内容 |
|--------------|--|
| 配食サービス | 概ね 65 歳以上の単身が高齢者のみの世帯で、調理が困難な人に毎週月～土曜日に昼食を配達します。1食 400 円の自己負担があります。 |
| 寝具類洗濯サービス | 概ね 65 歳以上の単身が高齢者のみの世帯で、衛生管理が困難な人に寝具類など 1 人 2 枚までをクリーニングします。自己負担はありません。 |
| ホームヘルプサービス | 介護認定で自立と判定された人に、ホームヘルパーを派遣します。1 時間 230 円の自己負担があります。 |
| 入浴サービス | 自力または家族だけでは入浴できない 65 歳以上の人に、施設での入浴を提供します。1 回 1,250 円の自己負担があります。 |
| おはようサービス | 概ね 65 歳以上で 1 人暮らしの人、または高齢者のみの世帯に 3 日に 1 本乳酸飲料配達し、安否確認をします。自己負担はありません。 |
| 緊急通報システムサービス | 概ね 65 歳以上で 1 人暮らし、高齢者のみの世帯、日中独居の人にボタンを押すだけで連絡できる機器を設置します。通話料などは自己負担。 |
| 外出支援サービス | 概ね 65 歳以上で、車イスを常時利用しているため公共交通機関の利用や家族による送迎が困難な人が通院をするとき、車で送迎をします。自己負担はありません。 |
| タクシー助成 | 平成 17 年 3 月 31 日現在で 75 歳以上の人に、タクシーと路線バスの乗車運賃を年間 14,400 円まで助成します。 |
| 日常生活用具給付 | 概ね 65 歳以上で必要と認められる人に、生活に必要な用具(電磁調理器や火災警報機など)を支給します。所得に応じて自己負担があります。 |
| 家族介護用品支給 | 概ね 65 歳以上で紙おむつを現在使用している人に、紙おむつを支給します。購入費の 2 分の 1(要介護 4、5 で市民税非課税世帯は 10 分の 1)は、自己負担です。限度額は、年間 72,000 円までです。 |
| 生活管理指導 | 概ね 65 歳以上のほぼ自立の人に、一時的に養護老人ホームなどで生活してもらい、規則的な生活習慣を身につけてもらいます。自己負担は 1 日 3,810 円で、1 カ月に 7 日間までです。 |
| 在宅老人短期保護 | 家庭での介護が困難になったとき、一時的に特別養護老人ホームなどで、その高齢者を保護します。自己負担は 1 日 2,250 円で、1 カ月に 7 日間までです。 |
| 認知症老人生活指導 | 概ね 65 歳以上の認知症の人とその介護者に、施設に入所してもらい、生活指導などを行います。自己負担は 1 日 2,250 円と判定・指導料 9,500 円で、3 週間までです。 |
| 家族介護者交流 | 家庭で高齢者を介護している人に、日帰り旅行や施設見学など、家族の相互交流の場を提供します。 |
| 介護手当の支給 | 要介護 3～5 の人を家庭で介護している人に、慰労のための手当として、要介護者 1 人につき 12 万円を支給します。なお、該当する人には申請時期にご連絡します。 |
| 家族慰労手当の支給 | 要介護 4、5 で市民税非課税の世帯が、1 年間、介護保険サービスを利用しなかった場合に、年額 10 万円の手当を支給します。 |
| 生きがいデイサービス | 介護認定者を除く 60 歳以上の人にレクリエーションや創作活動、入浴などの場を提供し、月 1 回の健康相談を行います。昼食代や材料費などの実費は自己負担です。 |

65歳以上の人の

介護保険料

六十五歳の誕生日を迎えると、介護保険第一号被保険者となります。六十四歳までは加入していた医療保険の保険料に介護保険料が含まれていましたが、第一号被保険者になると介護保険料を独立して支払うようになります(医療保険制度の介護保険料とは重なりません)。

介護保険料は、六十五歳になった日(誕生日の前日)の属する月の分から納めていただくようになります。保険料額は、皆さんの前年の所得や世帯の人の市民税課税状況等に応じて決まります。

保険料の納め方は次の二通りがあります。

普通徴収 市役所から送られる納入通知書、口座振替によって納めます。

対象は、老齢(退職)年金が年額十八万円(月額一万五千円)未満の人、老齢福祉年金・障害年金・遺族年金のみを受給されている人。

特別徴収 年金から天引きによって納めます。

対象は、老齢(退職)年金が年額十八万円(月額一万五千円)以上の人。

次の人は普通徴収になります

年度の途中で六十五歳になった人

年度の途中で転入された人

年度の途中で保険料額が変わった人

更になった人

四月一日時点で老齢・退職(基礎)年金を受けていなかった人

現況届の遅れ、年金を担保に貸付を受けているなどの理由で年金差止めになった人

特別徴収に該当する人は翌年度の十月から自動的に特別徴収に納付方法が変わります。

平成 17 年度 伊豆の国市介護保険料

| 段階 | 対象 | 年間保険料 |
|--------|---|----------|
| 第 1 段階 | 老齢福祉年金の受給者で本人及び世帯全員が市民税非課税者の人、または生活保護の受給者 | 17,400 円 |
| 第 2 段階 | 本人及び世帯全員が市民税非課税者の人 | 26,100 円 |
| 第 3 段階 | 本人が市民税非課税で世帯員に市民税課税者がいる人 | 34,800 円 |
| 第 4 段階 | 本人が市民税課税で合計所得金額が 200 万円未満の人 | 43,500 円 |
| 第 5 段階 | 本人が市民税課税で合計所得金額が 200 万円以上の人 | 52,200 円 |

保険料の納め忘れにご注意!

保険料を納期限内に納付されない場合は、督促状を発送します。保険料と督促手数料 100 円を合わせて納めていただくことになります。

さらに保険料を滞納すると、今後サービスを利用することになったときに、未納期間に応じて利用者負担の割合が 1 割から 3 割に引き上げられるなど、給付制限を受けることがあります。

災害など特別な事情で保険料の納付が困難な場合は、市の担当窓口にご相談ください。減免が受けられる場合があります。



問合せ 伊豆長岡支所市民サービス課
電話 055 948 2905

老人保健医療受給者証が新しくなります

老人保健医療受給者証が、八月一日(月)から「伊豆の国市」と書かれた受給者証になります。

また、平成十七年八月一日から、一定以上所得者(二割負担)の判定基準となる課税所得額が百二十四万円から百四十五万円に変わります。

ただし、平成十六年中の七十歳以上の人の収入合計が、二人以上の場合には六百二十一万円未満(現行六百三十七万円未満)、一人の場合には四百八十四万円未満(現行四百五十万円未満)の人は、申請により一割負担となります。

該当すると思われる人には、申請書を郵送しますので、各支所市民サービス課へ申請してください。

国保高齢受給者証が新しくなります

国保高齢受給者証が、八月一日(月)から現在のうぐいす色のものからクリーム色の受給者証になります。

なお、一定以上所得者(二割負担)判定基準は、老人保健医療と同様となります。

新しい受給者証は、該当者全員に七月下旬ころ郵送します。氏名や生年月日に誤りがないか、受給者証の注意事項をよくお読みください。現在お持ちの旧町名が書かれた受給者証や有効期限が過ぎた受給者証は、各支所市民サービス課へ返却するか、責任を持って破棄してください。

問合せ 伊豆長岡支所市民サービス課
電話 055(948)2905